

○立山町中小企業融資資金取扱要綱

昭和43年3月30日

告示第13号

立山町中小企業融資資金取扱要綱を次のように定める。

立山町中小企業融資資金取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般金融機関から通常の融資が困難な小規模事業者に対し融資の円滑化をはかり、もって小規模事業者の発展に資することを目的とする。

(資金措置)

第2条 町は、この要綱実施のために町費を指定の金融機関〔北陸銀行立山支店／富山第一銀行立山支店／富山銀行立山支店／富山信用金庫立山支店／（以下「金融機関」という。）〕に予算の範囲内で預託するものとし、この資金の預託を希望する金融機関は、町長に立山町中小企業融資資金預託申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 町長は、預託申請のあった金融機関について、運営状況並びに立山町中小企業の情况等勘案の上、預託を行うものとする。

3 預託に当たり町長は、金融機関と別に定める利率により契約を締結するものとする。

（昭49告示21・平3告示37・平5告示13・平23告示15・一部改正）

(融資目標)

第3条 金融機関は、町が預託した金額の3倍の融資を行わなければならない。

（昭45告示12・一部改正）

(融資)

第4条 融資資金については、別に定める審査基準により、審査委員会に諮って、速やかに融資するものとする。ただし、融資についての責任はすべて金融機関が負わねばならない。

(融資対象)

第5条 融資対象は、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。

(1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に規定する中小企業者かつ立山町内において同一事業を1年以上営んでいるもの

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業等を営んでいないもの

(3) 立山町税条例（昭和29年立山町条例第37号）第3条及び立山町国民健康保

除税条例（昭和35年立山町条例第6号）に規定する町税の滞納がないもの  
（融資条件）

第6条 融資条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 融資限度額は、第5条に定める融資対象一につき300万円以内とする。
- （2） 融資期間は、申請を受理した日の翌日以後における最初の3月31日までとする。
- （3） 融資利率は、年6.3パーセント以内とする。
- （4） 担保は、原則として無担保とする。
- （5） 必要に応じて、連帯保証人を徴するものとする。
- （6） 返済方法は、金融機関所定の方法による。

（申請手続）

第7条 融資希望者は、立山町中小企業融資資金申込書（様式第2号）により融資希望期日7日前に指定金融機関へ申請しなければならない。

（審査委員会）

第8条 委員会は、次の者をもって構成する。

立山町商工観光課長

立山町税務課長

立山舟橋商工会金融審査委員長

立山舟橋商工会経営指導員

（昭60告示27・全改、平13告示36・平17告示28・平20告示29・平22告示26・平23告示17・一部改正）

（貸付状況の報告）

第9条 金融機関は、預託金の融資状況について、立山町中小企業融資資金貸付状況報告書（様式第3号）によって毎月末現在の貸付状況を翌月の10日までに町長に報告しなければならない。

2 町長は、預託金の運用について、必要があるときは、金融機関を調査することができる。

附 則

- 1 この告示は、昭和43年4月1日から適用する。
- 2 立山町中小企業融資資金取扱要綱（昭和39年立山町告示第25号）は、廃止する。

附 則（昭和45年告示第12号）

この告示は、昭和45年6月1日から適用する。

附 則（昭和45年告示第15号）

この告示は、昭和45年7月1日から施行する。

附 則（昭和48年告示第15号）

この告示は、昭和48年7月1日から施行する。

附 則（昭和49年告示第21号）

この告示は、昭和49年7月1日から適用する。

附 則（昭和52年告示第31号）

この告示は、昭和52年7月1日から適用する。

附 則（昭和57年告示第28号）

この告示は、昭和57年6月1日から施行する。

附 則（昭和60年告示第27号）

この告示は、公表の日から施行し、昭和60年6月1日から適用する。

附 則（平成3年告示第37号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成5年告示第13号）

この告示は、公表の日から施行し、平成4年2月1日より適用する。

附 則（平成6年告示第15号）

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成13年告示第36号）

この告示は、平成13年6月1日から施行する。

附 則（平成17年告示第28号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年告示第29号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年告示第26号）

この告示は、平成22年4月1日より施行する。

附 則（平成23年告示第15号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成23年告示第17号）

この告示は、公表の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に申請を受理しているものに係る手続については、なお従前の例による。